組合員証再発行

■組合員証再発行とは

• 岡山医療生活協同組合の組合員証(通帳)を紛失した時に、新しい組合員証(通帳)を再発行する 手続きを、「組合員証再発行手続き」と言います。

■手続きに必要な物

●:手続きに必ず必要な物

	本人申請時	代理人申請
組合員証再発行申請書	•	•
身分証明書(本人分) *1	•	•
身分証明書(代理人分)*1	_	•
委任状 *2	_	•

※1:身分証明書

- ・運転免許証(運転経歴証明書)・住民基本台帳・旅券(パスポート)・障害者手帳・マイナンバーカードなど、氏名・生年月日・住所の確認できる物のコピーを指します。運転免許書は、住所変更等で裏面記載がある場合は、裏面のコピーも必要です。
- 経理課窓口で手続きをする場合は、経理課にてコピーが可能です。

※2:委任状

・代理人申請の時には、必ず必要です。記入例はP23を参照ください。

■手続き方法

- ①「組合員証再発行申請書」に記入してください。
- ②上記の手続きに必要な物を添えて、経理課まで提出してください。

■手続き時の注意点

①申請書記入方法

・右図 A:本人申請時は、組合員欄だけでなく申請者欄にも、必ず自署で記入してください。代理人申請時は、申請者欄に、代理人氏名・組合員との続柄・住所・電話番号を記入してください。

②受付者実施事項

・右図 B: 必ず、組合員証再発行申請書の法人処理欄に記入をしてください。処理年月日欄は経理課にて記入をしますので、未記入で結構です。受付欄・交付方法欄にて事業所を選択した場合には、事業所名を記入してください。

・右図 C: 受付者欄に受理をした職員名を記入してください。

■その他

- ①再発行した組合員証(通帳)は、「組合員証再発行申請書」の法人処理欄記載の交付方法に基づいて 返却をします。郵送の場合、特定記録郵便により郵便箱投函にてお届けします。
- ②万が一、組合員証再発行後に紛失した旧組合員証(通帳)が出てきても、一度再発行手続きをすると、旧組合員証(通帳)は無効となります。